

公立大学法人島根県立大学と有限会社本田商店
との包括的連携に関する基本協定書

(目的)

第1条 本協定は、公立大学法人島根県立大学（以下「県立大学」という。）と有限会社本田商店（以下「本田商店」という。）が包括的な連携のもと、出雲そば等の地域食材の品質を向上させ、健康的な食生活による疾患予防と豊かな食文化の発展に寄与することを目的とする。

(連携・協力)

第2条 県立大学と本田商店は、次の事項について連携・協力する。

- (1) そば・小麦等を原料とした麺食品等の企画・商材研究に関すること。
- (2) そば・小麦等に関する基礎研究・分析に関すること。
- (3) 県立大学と本田商店の持つ人的資源、知的資源、物的資源の活用に関すること。
- (4) 人材育成及び栄養学・医学等の学術の発展に関すること。
- (5) 学生の社会貢献・地域交流に関すること。
- (6) その他前条の目的に資すること。

(反社会的勢力排除)

第3条 反社会的勢力排除のため、県立大学および本田商店は、相手方に対して、本協定が締結された日および将来にわたり、自己または自己の役員および職員・従業員が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、政治活動、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、反社会的勢力共生者に該当する者または団体（以下、「反社会的勢力」という。）に該当しないことを表明し保証する。

2 県立大学および本田商店は、合理的理由に基づき相手方が次の各号に該当すると判断した場合、何らの催告なしに本協定を解除することができる。

- (1) 反社会的勢力である場合、または反社会的勢力であった場合
- (2) 自らまたは第三者を利用して、相手方に対して以下の行為を行った場合
 - ①違法なあるいは相当性を欠く不当な要求
 - ②有形力の行使に限定しない示威行為などを含む暴力行為
 - ③情報誌の購買など執拗に取引を強要する行為
 - ④被害者団体など属性の偽装による相手方への要求行為
 - ⑤その他「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」で禁止されている行為
- (3) 相手方に対して、自身が反社会的勢力である、または、関係者である旨を伝えるなどをした場合

3 県立大学および本田商店は、前項により本契約を解除したことにより相手方に損害が生じたとしても、一切の損害賠償を負わない。

(協議)

第4条 本協定の実施に関し、連携・協力の細目等の具体的な事項等必要な事項については、両者協議のうえ定める。基本協定に関し記載の無い事項については、両者が誠意を持って協議する。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の30日前までに県立大学と本田商店のいずれからも解除の申入れがないときは、更に1年間の有効期間を延長するものとし、その後も同様とする。

2 県立大学と本田商店は、本協定の有効期間内であっても両者協議・合意の上で本協定を変更することができる。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、両者記名捺印のうえ各自1通を保有する。

平成30年7月5日

公立大学法人島根県立大学

有限会社本田商店

理事長

代表取締役

清原正義

本田繁